

第9期
日向市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

【概要版】



令和6年3月
宮崎県 日向市

1 策定の背景

日本の人口は、近年減少局面を迎える一方、65歳以上人口は令和22（2040）年を超えるまで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれます。

今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なり、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、医療・介護双方のニーズを有する高齢者に対する医療・介護の連携など具体的な取組内容や目標を定める必要があります。

本市においても、今後は要介護認定率が急増する85歳以上人口は増加することが予想され、地域包括ケアシステムの一層の推進と介護予防・健康づくりの推進、認知症施策の総合的推進、介護現場の革新・人材確保等の取組が求められています。

本市では、これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、「第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）と、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することで、高齢者福祉サービス及び介護保険を総合的に展開することを目指すものです。

3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

図表 計画期間

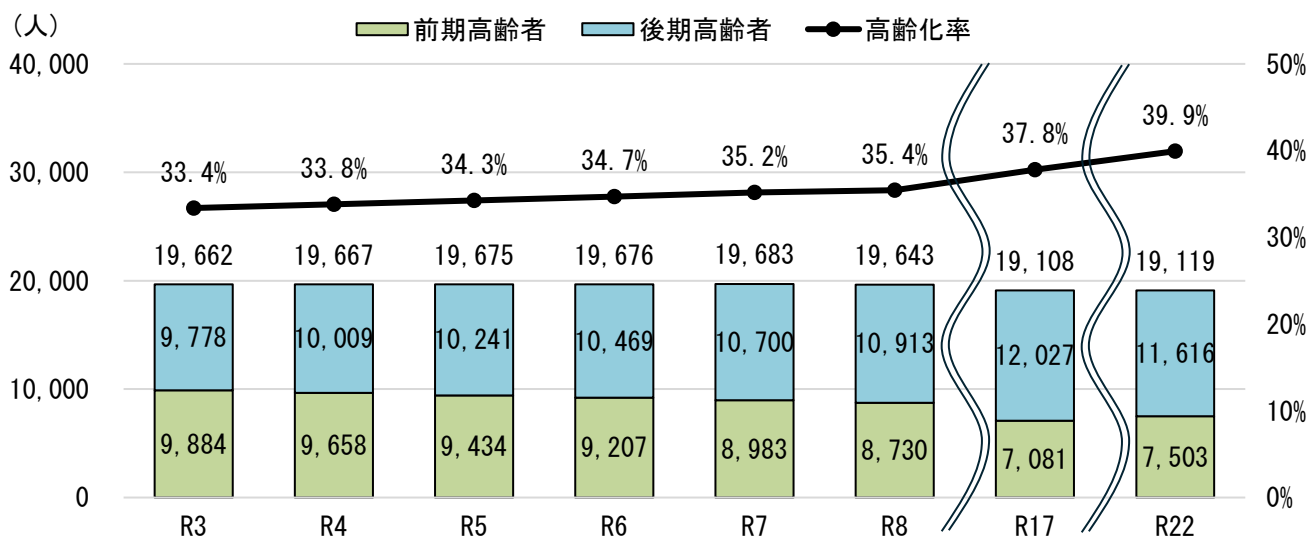
R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	...	R22年度 (2040)
2025年を目指した 地域包括ケアシステムの深化・推進										
第8期			第9期			第10期				
2040年を見据えた中長期的な目標設定										
				「団塊の世代」 が75歳に					「団塊ジュニア世代」 が65歳に	

4 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

(1)被保険者数の推計

本市の第1号被保険者（65歳以上）数は、令和7（2025）年度までは増加し、令和8（2026）年度には減少に転じることが予想されます。後期高齢者数は令和17（2035）年度までは増加し、その後、減少に転じることが見込まれます。

図表 被保険者数・高齢化率の推移

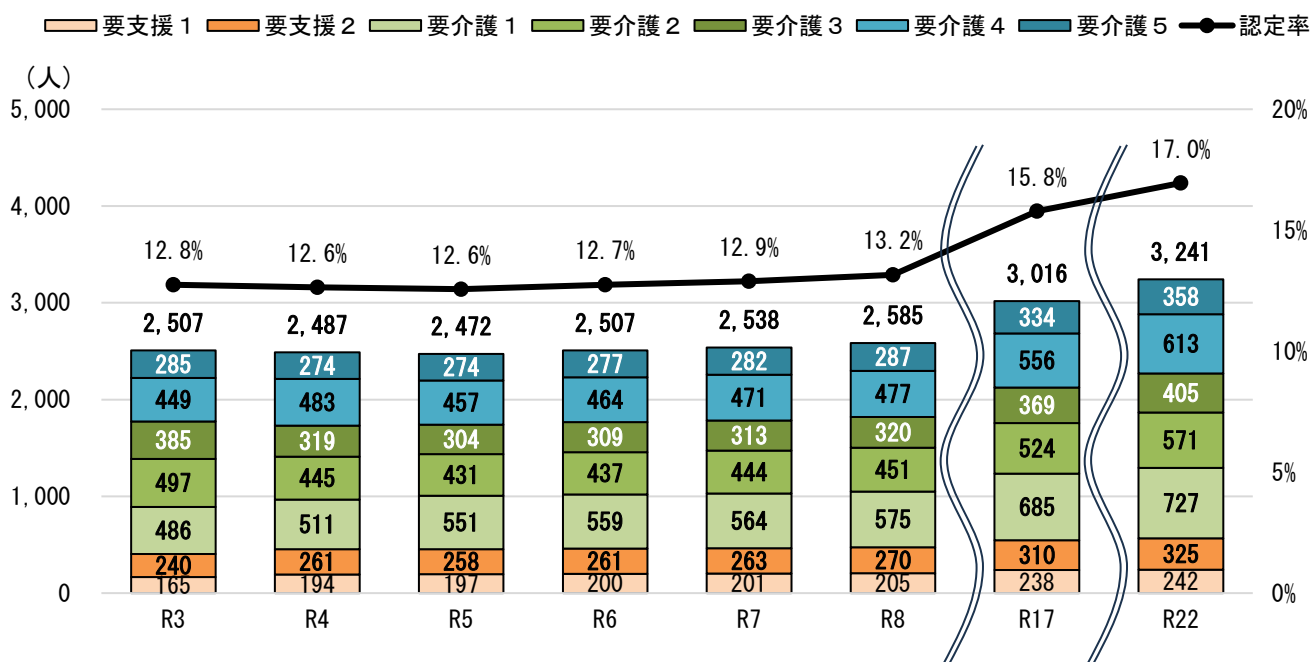


資料：地域包括ケア「見える化」システム

(2)要支援・要介護認定者数の推計

本市の第9期計画期間中の認定率は、増加傾向で推移することが予想され、最終年度の令和8（2026）年度における認定率は13.2%になると見込まれます。

図表 要支援・要介護認定者数の推計



※第1号被保険者のみ

資料：地域包括ケア「見える化」システム

（注）『地域包括ケア「見える化」システム』とは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムのこと。

5 日向市の現状と課題

国の「第9期介護保険事業（支援）計画」の基本指針に沿って、日向市の現状と課題を整理しました。

（1）介護サービスの計画的な整備

①日向市の実情に応じたサービス基盤の整備

本市の男女別5歳階級別人口構成をみると、令和2（2020）年の最多年齢帯は「70～74歳」となっており、団塊の世代が後期高齢者に移行している状況がみられます。

今後10年程度でみると高齢者人口は減少していくものの、後期高齢者は増加していくことが予想されます。

本市の要支援・要介護認定者出現率の推移をみると、特に80歳以上で認定者が増加する傾向があり、今後、後期高齢者が増加する中で要支援・要介護認定者も増加することが予想されます。

また、本市の介護サービス基盤について、要支援・要介護者1人あたりの定員数を類似保険者と比較したところ、施設サービス、居住系サービス、通所系サービスのすべてにおいて、類似保険者の要支援・要介護者1人あたりの定員数を大きく上回っており、本市の介護サービス基盤は、類似保険者と比較し整っています。

このことから、人的制約のある中で質の高い介護サービスが提供できる環境を整備するため、国や県と連携して介護現場における業務仕分けや介護ロボット・ICTの活用などを支援するとともに、介護分野の文書の削減・標準化等を進めることが必要です。

②在宅サービスの充実

本市の在宅サービス受給率が、類似保険者と比較して低いのは、主に在宅サービスを利用する軽度認定者の割合が低いことが考えられ、この要因として新規要支援・要介護認定者の平均介護度が高いことが挙げられます。このことは、平成28（2016）年3月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業や令和元（2019）年12月から実施している福祉用具給付に係る独自事業の影響によるものと推察される一方で、サービス利用が必要な被保険者の把握ができていない可能性があるため、その原因の検証が必要です。

また、国の動向を注視しながら、在宅介護実態調査の結果も踏まえ、高齢者が在宅や地域での生活を継続するための在宅サービスの充実を図ります。

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進の取組

①地域共生社会の実現

様々なニーズを抱える高齢者等に対し、実態把握するために地域包括支援センターが効果的な事業運営ができるよう、人材確保の支援、職員の対応力向上に向けた各種研修会の開催等を継続実施する必要があります。

在宅介護実態調査より、主な介護者の不安に感じる介護として「外出の付き添い、送迎等」「屋内の移乗・移動」、「認知症への対応」が挙げられており、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からも交通手段がない高齢者が一定数みられます。高齢者のみ世帯も増加傾向で推移していることから移動支援の検討がより重要となります。

②医療・介護情報基盤の整備

本市では、日向入郷医療圏域の医療機関、介護サービス事業所などと連携し、医療・介護機関の情報である医療・介護地域資源リストの更新や医療・介護連携研修会を年1回開催し、課題・情報共有を行っています。

居所変更実態調査からも、住まいを変更した理由について、医療ニーズが挙げられており、医療・介護の連携が重要となります。

（3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

今後、介護サービスの需要が更に高まることを見込まれている一方で、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定されます。

こうした現状において、介護事業者の今後の施設運営の意向について、情報共有を図るとともに、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を県と連携し総合的に実施する必要があります。

6 基本理念

第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 基本理念

『笑顔で暮らせる地域共生の社会づくり』

7 基本方針

本計画の基本理念を踏まえ、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7（2025）年、85歳以上人口が増加し要介護認定率や介護給付費の急増が見込まれる令和22（2040）年を迎えても、高齢者が地域社会で生きがいを持って活躍し、介護予防や健康づくりの推進にも主体的に取り組み、医療や介護が必要になっても培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ自分らしい生活を人生の最期まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う地域共生社会の実現を目指し、基本方針を以下のとおり設定します。



第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 基本方針

つながり・支え合い・可能な限り住み慣れた地域で
自分らしく暮らせるまち ひゅうが

8 基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

基本目標2 地域で支え合い健やかで躍動的に暮らせるまち

基本目標3 いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまち

基本目標4 持続可能な介護保険制度の円滑な運営

基本目標5 持続可能な介護保険制度を支える介護人材確保

9 基本施策

基本目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援型地域ケア会議、圏域別地域ケア会議の充実

- ◆自立支援型地域ケア会議(地域ケア個別会議)の開催
- ◆圏域別地域ケア会議の開催

(2) 地域包括支援センターの機能強化

- ◆人員体制の確保
- ◆役割分担と連携強化
- ◆効果的な事業運営
- ◆対応力の向上

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

- ◆重層的支援体制整備事業の推進
- ◆地域住民が主体となった地域づくりの推進



基本目標 2 地域で支え合い健やかで躍動的に暮らせるまち

(1) 高齢者の健康づくりの推進

- ◆健康づくりに関する意識の啓発
- ◆健康診査の実施
- ◆がん検診の促進
- ◆高齢者の食育推進

(2) 高齢者の生きがいづくりと積極的な社会参加

① 生きがいづくりの推進

- ◆高齢者クラブへの支援
- ◆ふれあいいきいきサロン活動の実施
- ◆シルバー人材センターへの支援と利用の拡大
- ◆生涯学習の機会の充実
- ◆文化・スポーツ活動の充実

② 積極的な社会参加の推進

- ◆地域住民と連携した参加型介護予防活動の促進
- ◆情報提供の充実

(3) 自立した生活を支える高齢者福祉サービスの推進

- ◆養護老人ホーム事業(ひまわり寮・鈴峰園)
- ◆老人福祉センター事業(春原・美々津)
- ◆介護予防拠点施設事業(平岩ふれあい館)
- ◆配食サービス事業
- ◆生活管理指導短期宿泊事業
- ◆コミュニティバスの運行
- ◆悠々バス購入補助
- ◆高齢者見守りネットワークの推進
- ◆終活事業の検討

(4) 生活支援・介護予防の充実

- ◆生活支援コーディネーターの活動支援
- ◆協議体の開催
- ◆訪問型サービスの充実
- ◆通所型サービスの充実
- ◆一般介護予防事業の充実
- ◆居宅介護予防福祉用具購入費助成事業
- ◆総合事業対象者に対する福祉用具貸与事業
- ◆セルフケアの推進

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



基本目標 3 いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるまち

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- ◆地域のサービス資源の把握・周知
- ◆関係機関との連携
- ◆市町村の連携
- ◆「日向・東臼杵地域入退院支援のためのコミュニケーションハンドブック」を活用した連携

(2)在宅生活継続のための介護サービスの充実

- ◆介護用品支給事業の推進 ◆在宅高齢者等安心システム事業
- ◆寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業 ◆介護者支援に繋がる事業の推進

(3)認知症施策の推進

- ◆認知症地域支援推進員の活動推進
- ◆認知症初期集中支援チームの活動推進
- ◆認知症地域支援体制推進会議の開催
- ◆認知症サポーター、認知症キャラバンメイトとの連携
- ◆チームオレンジの取組の推進 ◆認知症カフェの運営支援
- ◆認知症に対する理解促進 ◆SOS ネットワークひゅうがの推進
- ◆徘徊模擬訓練の実施



(4)高齢者にやさしい住まいの確保

- ◆高齢者住宅等安心確保事業 ◆グループホーム家賃助成事業
- ◆高齢者に配慮した市営住宅・公共施設の整備
- ◆高齢者の住宅確保要配慮者等に対する居住支援の検討

(5)高齢者の権利擁護の推進

- ◆総合相談の実施 ◆啓発活動の実施 ◆虐待の早期発見・早期対応の推進
- ◆成年後見制度利用促進 ◆法人後見体制の充実・市民後見人の養成 ◆消費者被害防止の推進

(6)災害や感染症への備え

- ◆避難確保計画の作成支援と訓練の実施 ◆避難行動要支援者の対策 ◆福祉避難所の充実
- ◆介護保険施設・事業所における業務継続計画(BCP)の策定支援・体制整備

基本目標 4 持続可能な介護保険制度の円滑な運営

(1)介護給付の適正化計画

- ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプラン点検 ◆住宅改修の点検 ◆福祉用具購入・貸与の点検
- ◆医療情報との突合・縦覧点検 ◆介護サービス事業者などへの適正化支援事業
- ◆適切な情報提供と制度の周知

(2)介護サービスの質の確保

- ◆地域密着型サービス事業者などへの運営指導 ◆地域密着型サービス事業者などとの情報共有
- ◆県が事業所指定・監督権限のある介護サービス事業所の資質向上
- ◆相談・苦情解決の体制づくり ◆「高齢者保健福祉計画等推進委員会」における評価

基本目標 5 持続可能な介護保険制度を支える介護人材確保

(1)介護人材の確保・育成

- ◆介護人材の確保・育成のための事業所との連携を推進する仕組みづくり
- ◆就労支援による介護人材確保 ◆介護支援専門員確保に向けた対策
- ◆介護人材の定着への支援 ◆子どもたちへの介護職の魅力発信
- ◆介護離職防止のための啓発 ◆多様な人材の就労・定着の促進

(2)介護現場における生産性向上の取組について

- ◆介護分野の文書に係る負担軽減 ◆介護現場の業務効率化の取組



10 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、本市の介護サービス等の総事業費がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、所得段階別の保険料を設定します。

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

段階	対象者	基準額に対する割合	月額（円）	年額（円）
第1段階	・被保護者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人は老齢福祉年金を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人は前年の合計所得金額（年金収入に係る所得金額を除く）+課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.285 (0.455)	1,510 (2,410)	18,120 (28,920)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人は前年の合計所得金額（年金収入に係る所得金額を除く）+課税年金収入額の合計が、80万円超～120万円以下の人	0.485 (0.685)	2,570 (3,630)	30,840 (43,560)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人は前年の合計所得金額（年金収入に係る所得金額を除く）+課税年金収入額の合計が、120万円超の人	0.685 (0.690)	3,630 (3,650)	43,560 (43,800)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額（年金収入に係る所得金額を除く）+課税年金収入額の合計が、80万円以下の人	0.9	4,770	57,240
第5段階 【基準額】	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、上記以外の人	1.0	5,300	63,600
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円未満の人	1.2	6,360	76,320
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上～210万円未満の人	1.3	6,890	82,680
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、210万円以上～320万円未満の人	1.5	7,950	95,400
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、320万円以上～420万円未満の人	1.7	9,010	108,120
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、420万円以上～520万円未満の人	1.9	10,070	120,840
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、520万円以上～620万円未満の人	2.1	11,130	133,560
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、620万円以上～720万円未満の人	2.3	12,190	146,280
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、720万円以上の人	2.4	12,720	152,640

※低所得者の負担軽減強化のため、公費投入による保険料軽減が実施されています。第1～3段階については、軽減後の数値を記載しており、（ ）内の数値は軽減前の数値になります。

第9期日向市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版）

発行：日向市
 企画・編集：日向市高齢者あんしん課
 住所：〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号
 電話：0982-52-2111（代表）
 発行日：令和6年3月